

第6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（繰戻対象震災損失金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付）</p> <p>15-6 ……措置法第66条の13第1項各号（<u>中小企業者の欠損金等以外</u>の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）……………</p>	<p>（繰戻対象震災損失金額と青色欠損金額がある場合の繰戻し還付）</p> <p>15-6 ……措置法第66条の13第1項各号（<u>中小企業者等以外</u>の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）……………</p>

二 第17条の2（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>17の2-1 …… ……………<u>第4欄</u>……………<u>第2欄</u>……………<u>第3欄</u>…………… ……………</p>	<p>（減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>17の2-1 …… ……………<u>第5欄</u>……………<u>第3欄</u>……………<u>第4欄</u>…………… ……………</p>

三 第17条の3（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>17の3-2 …… (1) ……<u>特定就職困難者コース助成金</u>…………… (2) ……</p>	<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>17の3-2 …… (1) ……<u>特定就職困難者雇用開発助成金</u>…………… (2) ……</p>

四 第 17 条の 5 ((復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>17 の 5-4<u>措置法第 42 条の 4 第 8 項第 9 号</u>.....</p>	<p>(開発研究用資産の償却費)</p> <p>17 の 5-4<u>措置法第 42 条の 4 第 6 項第 6 号</u>.....</p>

五 第 18 条の 2 ((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(被災者向け優良賃貸住宅の範囲)</u></p> <p><u>18 の 2-1 震災特例法第 18 条の 2 の規定の適用を受けることができる同条第 1 項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下 18 の 2-4 の 3 までにおいて「被災者向け優良賃貸住宅」という。）は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</u></p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p><u>18 の 2-1 の 2</u><u>18 の 2-4 の 2 まで</u>.....<u>18 の 2-5 まで</u>..... </p> <p>(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p><u>18 の 2-1</u><u>18 の 2-1、18 の 2-3 及び 18 の 2-4</u>.....<u>18 の 2-1、18 の 2-2、18 の 2-4 及び 18 の 2-5</u>..... </p> <p>(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>18 の 2-2 ……被災者向け優良賃貸住宅……<u>震災特例法第 18 条の 2 第 1 項</u>……………</p> <p><u>(被災者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</u></p> <p><u>18 の 2-4 の 2 被災者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 10 以上（震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 以上ある場合には、4 以上。以下 18 の 2-4 の 2 において同じ。）である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 10 以上であるかどうかは、震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける各事業年度終了の日（同項に規定する供用期間の末日を含む事業年度については、当該供用期間の末日）の現況によって判定するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該各独立部分の数が 10 に満たないこととなった事業年度（震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 に満たないこととなったときは、4 に満たないこととなった事業年度）については、当該各独立部分の全てについて震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定都市再生建築物等に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</u></p> <p><u>18 の 2-4 の 3 法人が、措置法第 47 条の 2 第 3 項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、当該法人の取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第 18 条の 2 第 1 項の規定を適用し、それ</u></p>	<p>18 の 2-2 ……<u>震災特例法第 18 条の 2 第 1 項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下 18 の 2-2 及び 18 の 2-4 において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>以外の部分については措置法第 47 条の 2 第 1 項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>18 の 2-7 <u>削 除</u></p>	<p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の準用)</u></p> <p>18 の 2-7 <u>震災特例法第 18 条の 2 の規定による対象資産の範囲等については、措置法通達 47-1、47-3 及び 47-4 に準じて取り扱う。</u></p>

六 第 18 条の 8 ((福島再開投資等準備金) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>18 の 8-1<u>一の設備</u>.....</p> <p>(<u>適格合併等</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>18 の 8-2 <u>適格合併又は適格分割</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金 (連結事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。) の震災特例法第 18 条の 8 第 4 項の規定による均分取崩しについては、18 の 3-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>18 の 8-1<u>、一の設備</u>.....</p> <p>(<u>適格合併</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>18 の 8-2 <u>適格合併</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金 (連結事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。) の震災特例法第 18 条の 8 第 4 項の規定による均分取崩しについては、18 の 3-2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>

七 第 23 条 ((連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(繰戻対象震災損失金額と連結欠損金額がある場合の繰戻し還付)</p>	<p>(繰戻対象震災損失金額と連結欠損金額がある場合の繰戻し還付)</p>

改 正 後	改 正 前
23-6 連結親法人（措置法第 68 条の 98 第 1 項各号（ <u>中小連結法人の欠損金等以外</u> の欠損金の繰戻しによる還付の不适用）……………	23-6 連結親法人（措置法第 68 条の 98 第 1 項各号（ <u>中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不适用</u> ）……………

八 第 25 条の 2（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
（減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算） 25 の 2-1 …………… …………… <u>第 4 欄</u> …………… <u>第 2 欄</u> …………… <u>第 3 欄</u> …………… ……………	（減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算） 25 の 2-1 …………… …………… <u>第 5 欄</u> …………… <u>第 3 欄</u> …………… <u>第 4 欄</u> …………… ……………

九 第 25 条の 3（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
（他の者から支払を受ける金額の範囲） 25 の 3-2 …………… (1) …………… <u>特定就職困難者コース助成金</u> …………… (2) ……………	（他の者から支払を受ける金額の範囲） 25 の 3-2 …………… (1) …………… <u>特定就職困難者雇用開発助成金</u> …………… (2) ……………

十 第 25 条の 5（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）関係

改 正 後	改 正 前
（開発研究用資産の償却費）	（開発研究用資産の償却費）

改 正 後	改 正 前
25 の 5-4措置法第 68 条の 9 第 8 項第 7 号.....	25 の 5-4措置法第 68 条の 9 第 6 項第 6 号.....

十一 第 26 条の 2 (連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(被災者向け優良賃貸住宅の範囲)</p> <p><u>26 の 2-1 震災特例法第 26 条の 2 の規定の適用を受けることができる震災特例法第 18 条の 2 第 1 項に規定する被災者向け優良賃貸住宅 (以下 26 の 2-4 の 3 までにおいて「被災者向け優良賃貸住宅」という。) は、震災特例法第 26 条の 2 第 1 項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古住宅等については適用がないことに留意する。</u></p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p><u>26 の 2-1 の 2</u><u>26 の 2-4 の 2 まで</u>.....<u>26 の 2-5 まで</u>..... </p> <p>(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</p> <p><u>26 の 2-2</u>被災者向け優良賃貸住宅.....震災特例法</p>	<p>(新 設)</p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p><u>26 の 2-1</u><u>26 の 2-1、26 の 2-3 及び 26 の 2-4</u>.....<u>26 の 2-1、26 の 2-2、26 の 2-4 及び 26 の 2-5</u>..... </p> <p>(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)</p> <p><u>26 の 2-2</u>震災特例法第 18 条の 2 第 1 項に規定する被災者向け</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 26 条の 2 第 1 項</u>……………</p> <p><u>(被災者向け優良賃貸住宅の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等)</u></p> <p><u>26 の 2-4 の 2</u> 被災者向け優良賃貸住宅は、その共同住宅又は長屋に係る各独立部分の数が 10 以上（震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 以上ある場合には、4 以上。以下 26 の 2-4 の 2 において同じ。）である場合における当該各独立部分に限られるのであるが、当該各独立部分の数が 10 以上であるかどうかは、震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける各連結事業年度終了の日（同項に規定する供用期間の末日を含む連結事業年度については、当該供用期間の末日）の現況によって判定するものとする。</p> <p><u>この場合において、当該各独立部分の数が 10 に満たないこととなった連結事業年度（震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定に係る震災特例法令第 18 条の 2 第 2 項括弧書に規定する「全てを満たすものでその床面積が 50 平方メートル以上のもの」が 4 に満たないこととなったときは、4 に満たないこととなった連結事業年度）については、当該各独立部分の全てについて震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(特定都市再生建築物等に被災者向け優良賃貸住宅が含まれる場合)</u></p> <p><u>26 の 2-4 の 3</u> 連結法人が、措置法第 68 条の 35 第 3 項に規定する特定都市再生建築物等の全部又は一部を取得した場合において、当該連結法人の取得した部分に被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分が含まれているときは、当該被災</p>	<p><u>優良賃貸住宅（以下 26 の 2-2 及び 26 の 2-4 において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）……………同法第 26 条の 2 第 1 項</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>者向け優良賃貸住宅部分については震災特例法第 26 条の 2 第 1 項の規定を適用し、それ以外の部分については措置法第 68 条の 35 第 1 項の規定を適用することができることに留意する。</u></p> <p>26 の 2-7 <u>削 除</u></p>	<p><u>(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の準用)</u></p> <p>26 の 2-7 <u>震災特例法第 26 条の 2 の規定による対象資産の範囲等については、連結措置法通達 68 の 34-1、68 の 34-3 及び 68 の 34-4 に準じて取り扱う。</u></p>

十二 第 26 条の 8 ((連結法人の福島再開投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>26 の 8-2<u>一の設備</u>.....</p> <p>(<u>適格合併等</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>26 の 8-3 <u>適格合併又は適格分割</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。)の震災特例法第 26 条の 8 第 4 項の規定による均分取崩しについては、26 の 3-3 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>26 の 8-2<u>一の設備</u>.....</p> <p>(<u>適格合併</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の均分取崩し)</p> <p>26 の 8-3 <u>適格合併</u>により引継ぎを受けた福島再開投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた福島再開投資等準備金を含む。以下同じ。)の震災特例法第 26 条の 8 第 4 項の規定による均分取崩しについては、26 の 3-3 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>